

令和元年度

中山間地域等直接支払交付金の  
実施状況について

令和2年8月  
北 海 道

## 目 次

I 制度の概要	1
II 実施状況の概要	3
1 実施市町村数	3
2 協定数及び集落協定参加者数	3
(1) 集落協定	3
(2) 個別協定	3
3 交付面積	4
(1) 地目別内訳	4
(2) 交付基準別内訳	4
(3) 増減理由	4
4 交付金額	5
(1) 協定区分別交付金額	5
(2) 地目別交付金額	5
(3) 交付基準別交付金額	5
(4) 加算措置の取組	6
5 協定活動の動向	6
(1) 集落協定の概要	6
(2) 交付金の配分割合	6
(3) 集落協定の規模	7
(4) 集落協定の活動の実施状況	8
ア 集落マスタープランの取組状況[基礎単価要件]	8
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項[基礎単価要件]	9
(ア) 耕作放棄の防止等の活動	9
(イ) 水路・農道等の管理活動	9
(ウ) 多面的機能を増進する活動	10
ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項[体制整備単価要件]	10
(ア) 農用地等保全活動の実践内容	10
(イ) 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動	11
(5) 共同取組活動分の使途	12
III 市町村別実施状況	13

## I 制度の概要

耕作放棄地の増加等により水源涵養機能・洪水防止機能等、農業農村の有する多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、農業生産条件の不利を補正する目的で中山間地域等直接支払交付金を交付します。

### ○実施期間

本制度は、平成12年度から第1期対策がスタートし、平成17年度から平成26年度まで第2～3期対策が実施されており、令和元年度までは、平成27年度から第4期対策が取り組まれています。

なお、第4期対策から、第3期対策の枠組みを維持するとともに、農業や集落を将来にわたって維持するための取組みへの支援を強化しています。

### ○交付単価（円/10a）

地目	区分	基礎単価	体制整備単価	備考
田	急傾斜	16,800	21,000	・基礎単価は体制整備単価の8割 ・取組のレベルにより、いずれかの単価を交付
	緩傾斜	6,400	8,000	
畑	急傾斜	9,200	11,500	・体制整備単価の要件が達成されなかった場合は、基礎単価との差額（2割）は遡及返還となる。
	緩傾斜	2,800	3,500	
草地	急傾斜	8,400	10,500	・高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地は、緩傾斜の単価
	緩傾斜	2,400	3,000	
	草地比率の高い草地	1,200	1,500	
採草放牧地	急傾斜	800	1,000	
	緩傾斜	240	300	

### ○集落協定

基礎単価要件※1	体制整備単価要件※2
<p>①農業生産活動等（必須事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄の防止等の活動</li> <li>・水路、農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）</li> </ul> <p>②多面的機能を増進する活動（選択的必須事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺林地の管理</li> <li>・景観作物の作付け</li> <li>・体験農園</li> <li>・魚類等の保護 等</li> </ul>	<p>基礎単価要件に加えて、次の活動を行う。</p> <p>①実施区域図の作成及び実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法面、水路、農道等の補修・改良</li> <li>・農作業の共同化又は受委託等</li> <li>・自己施工による農業生産条件の強化 等</li> </ul> <p>②A～Cの要件から1つ以上を選択</p> <p>【A要件】農業生産性の向上 次のうち2つ以上を選択（①又は⑤については、より高い目標を設定する場合1つのみ選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①機械・農作業の共同化 ②高付加価値型農業の実践</li> <li>③農業生産条件の強化 ④担い手への農地集積</li> <li>⑤担い手への農作業委託</li> </ul> <p>【B要件】女性・若者等の参画を得た取組 協定参加者に、女性、若者、NPO等を1名以上新たに加え、次のうち1つ以上選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①新規就農者による営農 ②農産物の加工・販売</li> <li>③消費・出資の呼び込み</li> </ul> <p>【C要件】集団的かつ持続可能な体制整備 協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築</p>

○個別協定

基礎単価要件※1	体制整備単価要件※2
<p>①5年間以上の利用権の設定等 または基幹的農作業の受委託契約</p> <p>②農業生産活動等(必須事項) ・耕作放棄の防止等の活動 ・水路、農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)</p> <p>③多面的機能を増進する活動(選択的必須事項) ・周辺林地の管理 ・景観作物の作付け ・体験農園 ・魚類等の保護 等</p>	<p>①の対象面積を協定認定時における協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上を増加させる。</p>

※1 基礎単価（基礎単価協定）・・・適正な農地管理及び多面的機能を増進する活動等を行い、体制整備単価の8割相当額の単価による交付金を受給する協定

※2 体制整備単価（体制整備単価協定）・・・基礎単価協定が行う農業生産活動等に加え、国の定めた基準に基づく生産性・収益向上等の取組を行い、体制整備単価による交付金を受給する協定

## II 実施状況の概要

### 1 実施市町村数

実施市町村は、平成30年度と同数の98市町村となっています。

表1 促進計画策定数

(単位：市町村)

区 分	H30	R元	増減
道内市町村数	179	179	0
交付市町村数	98	98	0
うち一般地域	93	93	0
うち特認地域	5	5	0

※ 一般地域は地域振興5法（特定農山村、山村、過疎、半島、離島）の指定を受けている市町村  
特認地域は一般地域以外で知事特認地域基準を満たす市町村

### 2 協定数及び集落協定参加者数

#### (1) 集落協定

集落協定数は320協定で、平成30年度から1協定増加しました。

全集落協定のうち、体制整備単価の協定は283で、全集落協定数の88%を占めています。

集落協定の参加者数は、農業者が13,133人と最も多く、次いで農地所有適格法人が2,623人となっています。

#### (2) 個別協定

個別協定数は1協定で、平成30年度と同数でした。

表2 協定数及び集落協定参加者数

(単位：協定、人・組織)

区分	H30			R元			増減		
	体制整備	基礎	基礎	体制整備	基礎	基礎	体制整備	基礎	基礎
集落協定	319	282	37	320	283	37	1	1	0
個別協定	1	0	1	1	0	1	0	0	0
合 計	320 (100%)	282 (88%)	38 (12%)	321 (100%)	283 (88%)	38 (12%)	1	1	0
集落協定参加者数	17,776	16,787	989	17,977	16,993	984	201	206	▲ 5
農業者	13,288	12,668	620	13,133	12,514	619	▲ 155	▲ 154	▲ 1
交付農用地を持たない農業者	2,959	2,855	104	3,012	2,909	103	53	54	▲ 1
農地所有適格法人	2,282	2,157	125	2,623	2,489	134	341	332	9
特定農業法人	23	23	0	2	2	0	▲ 21	▲ 21	0
その他法人	41	23	18	45	30	15	4	7	▲ 3
機械・施設共同利用組織	498	482	16	437	419	18	▲ 61	▲ 63	2
農作業受託組織	108	65	43	163	121	42	55	56	▲ 1
栽培協定	10	9	1	10	9	1	0	0	0
その他組織	243	201	42	258	217	41	15	16	▲ 1
土地改良区	12	9	3	13	10	3	1	1	0
水利組合	119	116	3	119	116	3	0	0	0
非農業者	910	817	93	913	828	85	3	11	▲ 8
その他	242	217	25	261	238	23	19	21	▲ 2

※集落協定・・・対象農用地において5年間以上継続して農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定

※個別協定・・・認定農業者等が農用地の権原を有する者との間において5年間以上の利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定

※体制整備（体制整備単価協定）・・・基礎単価協定が行う農業生産活動等に加え、国の定めた基準に基づく生産性・収益向上等の取組を行い、体制整備単価による交付金を受給する協定

※基礎（基礎単価協定）・・・適正な農地管理及び多面的機能を増進する活動等を行い、体制整備単価の8割相当額の単価による交付金を受給する協定

※H27より、農地所有適格法人、特定農業法人、その他法人、機械・施設共同利用組織、農作業受託組織、その他組織については、構成員及び従業員数を記載している。

### 3 交付面積

交付面積は、32万1,055haで、平成30年度から269ha減少しました。

このうち、体制整備単価協定に係る交付面積は30万4,702haで、全体の94.9%を占めています。

#### (1) 地目別

令和元年度の地目別の面積の内訳は、田3万6,986ha、畑5,055ha、草地27万9,003ha、採草放牧地11haとなっています。

#### (2) 交付基準別

交付基準別の面積の内訳は、急傾斜農用地6,041ha、緩傾斜農用地4万4,879ha、高齢化率・耕作放棄率の高い農地207ha、草地比率の高い草地26万9,928haとなっています。

#### (3) 増減要因

地目別では田及び畑、草地において、交付面積の増減があります。

主な要因は、新規協定締結による田の急傾斜の増加の他、草地比率の高い草地における畑への転換、農業用施設用地への転用です。

表3 交付金交付面積

(単位：ha)

区 分	H30	R元	体制整備		増減	増減率(%)
			体制整備	基礎		
田	36,873	36,986	35,518	1,468	113	0.3
急傾斜	5,185	5,356	5,154	202	171	3.3
緩傾斜	31,643	31,585	30,319	1,266	▲ 58	▲ 0.2
高齢化・耕作放棄率	45	45	45	0	0	0.0
畑	5,024	5,055	4,985	70	31	0.6
急傾斜	48	49	49	0	1	2.1
緩傾斜	4,885	4,916	4,846	70	31	0.6
高齢化・耕作放棄率	91	90	90	0	▲ 1	▲ 1.1
草地	279,416	279,003	264,188	14,815	▲ 413	▲ 0.1
急傾斜	636	636	477	159	0	0.0
緩傾斜	8,389	8,367	7,682	685	▲ 22	▲ 0.3
高齢化・耕作放棄率	72	72	72	0	0	0.0
草地比率の高い草地	270,319	269,928	255,957	13,971	▲ 391	▲ 0.1
採草放牧地	11	11	11	0	0	0.0
急傾斜	0	0	0	0	0	-
緩傾斜	11	11	11	0	0	0.0
合計	321,324	321,055	304,702	16,353	▲ 269	▲ 0.1
急傾斜	5,869	6,041	5,680	361	172	2.9
緩傾斜	44,928	44,879	42,858	2,021	▲ 49	▲ 0.1
高齢化・耕作放棄率	208	207	207	0	▲ 1	▲ 0.5
草地比率の高い草地	270,319	269,928	255,957	13,971	▲ 391	▲ 0.1

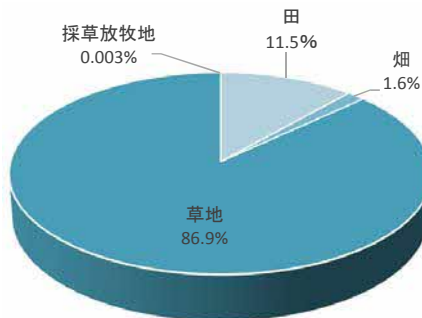
注1 「急傾斜」とは、勾配が田で1/20以上、畑・草地及び採草放牧地で15度以上の農用地

注2 「緩傾斜」とは、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑・草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の農用地

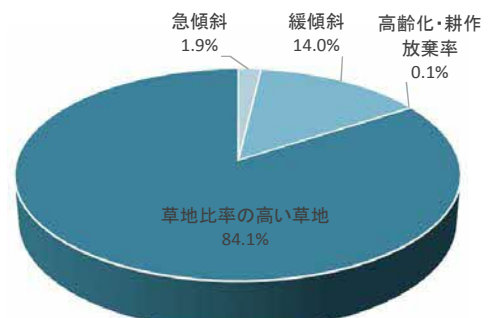
注3 「高齢化・耕作放棄率」とは、高齢化率が40%以上で、かつ、耕作放棄率の高い(田8%以上、畑15%以上)農用地

注4 「草地比率の高い草地」とは、積算気温が著しく低く(積算気温2,300℃未満)、かつ、草地比率70%以上の市町村に存する草地

注5 交付面積には個別協定を含む。



交付面積の地目別割合



交付面積の基準別割合

#### 4 交付金額

##### (1) 協定区分別交付金額

集落協定の交付金額は81億3,760万円で、平成30年度から3,494万円増加しました。  
一方、個別協定の交付金額は362万円で、平成30年度と同額でした。

表4 協定別交付金額 (単位：千円)

区分	H30	R元	増減	増減率(%)
集落協定	8,102,660	8,137,601	34,941	0.4
個別協定	3,616	3,616	0	0.0
合計	8,106,276	8,141,217	34,941	0.4

##### (2) 地目別

田の交付金額は、36億3,586万円で、平成30年度から3,705万円増加し、全体に占める割合は約45%となっています。

畑の交付金額は、1億8,158万円で、平成30年度から228万円増加し、全体に占める割合は約2%となっています。

草地の交付金額は、43億2,375万円で、平成30年度から439万円減少し、全体に占める草地の割合は約53%となっています。

##### (3) 交付基準別

急傾斜農用地の交付金額は、11億9,124万円で、平成30年度から3,949万円増加し、全体に占める割合は約15%となっています。

緩傾斜農用地の交付金額は、29億3,005万円で、平成30年度から60万円減少し、全体に占める割合は約36%となっています。

高齢化率・耕作放棄率の高い農用地の交付金額は、891万円で、平成30年度から3万円減少し、全体に占める割合は0.1%となっています。

草地比率の高い草地の交付金額は、40億1,101万円で、平成30年度から392万円減少し、全体に占める割合は約49%となっています。

表5 交付金交付金額 (単位：千円、%)

区分	H30		R元		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
田	3,598,806	44.2	3,635,855	44.7	37,049	1.0
急傾斜	1,082,791	13.3	1,122,099	13.8	39,308	3.6
緩傾斜	2,512,401	30.9	2,510,142	30.8	▲ 2,259	▲ 0.1
高齢化率・耕作放棄率	3,614	0.04	3,614	0.04	0	0.0
畑	179,297	2.2	181,580	2.2	2,283	1.3
急傾斜	5,486	0.1	5,702	0.07	216	3.9
緩傾斜	170,639	2.1	172,736	2.1	2,097	1.2
高齢化率・耕作放棄率	3,172	0.04	3,142	0.04	▲ 30	▲ 0.9
草地	4,328,141	53.2	4,323,750	53.1	▲ 4,391	▲ 0.1
急傾斜	63,475	0.8	63,443	0.8	▲ 32	▲ 0.1
緩傾斜	247,576	3.0	247,137	3.0	▲ 439	▲ 0.2
高齢化率・耕作放棄率	2,158	0.03	2,158	0.03	0	0.0
草地比率の高い草地	4,014,932	49.3	4,011,012	49.3	▲ 3,920	▲ 0.1
採草放牧地	32	0.0004	32	0.0004	0	0.0
急傾斜	0	0.0	0	0.0	0	—
緩傾斜	32	0.0004	32	0.0004	0	0.0
合計	8,106,276	100.0	8,141,217	100.0	34,941	0.4
急傾斜	1,151,752	14.1	1,191,244	14.6	39,492	3.4
緩傾斜	2,930,648	36.0	2,930,047	36.0	▲ 601	▲ 0.02
高齢化率・耕作放棄率	8,944	0.1	8,914	0.1	▲ 30	▲ 0.3
草地比率の高い草地	4,014,932	49.5	4,011,012	49.3	▲ 3,920	▲ 0.1

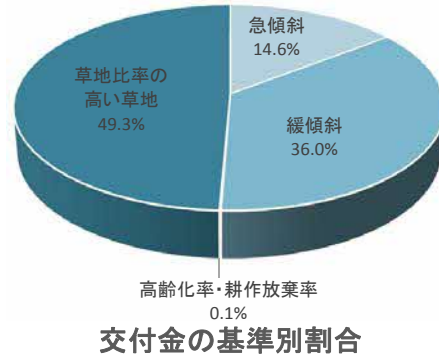
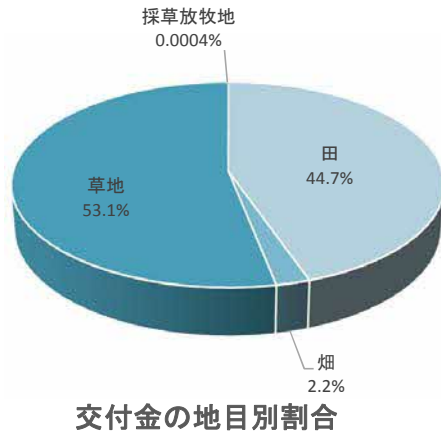
注1 「急傾斜」とは、勾配が田で1/20以上、畑・草地及び採草放牧地で15°以上の農用地

注2 「緩傾斜」とは、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑・草地及び採草放牧地で8°以上15°未満の農用地

注3 「高齢化率・耕作放棄率」とは、高齢化率が40%以上で、かつ、耕作放棄率の高い(田8%以上、畑15%以上)農用地

注4 「草地比率の高い草地」とは、積算気温が著しく低く(積算気温2,300℃未満)、かつ、草地比率70%以上の市町村に存する草地

注5 交付面積には個別協定を含む。



#### (4) 加算措置の取組

11協定が加算措置に取り組んでおり、交付金額は1,483万円で、交付金の全体に占める割合は0.2%でした。

表6 加算措置の取組に対する交付金額(単位:協定数、ha、千円)

区分	協定数	交付面積	交付金額
集落連携・機能維持加算 (集落協定の広域化支援)	2	8,486	4,000
超急傾斜農地保安全管理加算	5	29	1,723
地域営農体制緊急支援加算	4	15,893	9,104
人材活用体制整備型	1	11,298	2,000
集落機能強化型	1	4,510	2,000
スマート農業推進型	2	85	5,104
合計	11	24,408	14,827
全体に占める割合	(3.4%)	(7.6%)	(0.2%)

注1 集落連携・機能維持加算(集落協定の広域化支援)

複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算(1協定当たりの加算額は、2,000千円/年を上限)

注2 超急傾斜農地保安全管理加算

超急傾斜(田:1/10以上、畑:20°以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算

注3 人材活用体制整備型

新たな人材の確保・活用を進めるための取組等を通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を行う場合に加算

注4 集落機能強化型

地域の公的な役割も担う団体を設立するなど集落協定を強化する取組を行う場合に加算

注5 スマート農業推進型

省力化技術を導入した営農活動等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を行う場合に加算

## 5 協定活動の動向

### (1) 集落協定の概要

1市町村当たりの集落協定数は3協定で、交付面積は3,276ha、交付金額は8,304万円となっています。

1集落協定当たりの参加者数は56人(組織)で、交付面積は1,003ha、交付金額は2,543万円となっています。

表7 1市町村当たり、1協定当たりの交付金額等の概要(単位:人・組織、ha、千円)

単価区分	市町村数	協定数	1市町村当たり			1協定当たり			一人当たりの交付金額
			協定数	交付面積	交付金額	参加者数	交付面積	交付金額	
体制整備	88	283	3	3,463	88,942	60	1,077	27,657	461
基礎	20	37	2	817	15,534	27	441	8,396	316
道全体	98	320	3	3,276	83,037	56	1,003	25,430	453

### (2) 交付金の配分割合(個別協定除く)

市町村から集落協定に交付された交付金の配分割合は、56%が共同取組活動分、残り44%が個人配分となりました。

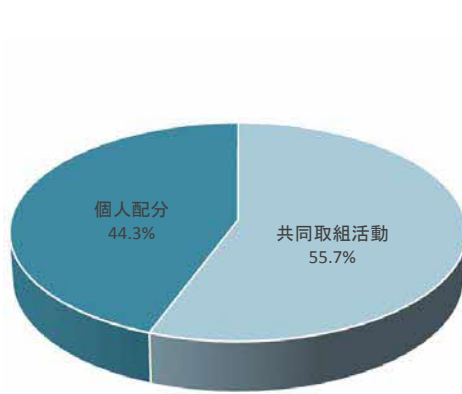
また、交付金の40%以上を共同取組活動に充当している協定の割合は70.4%でした。



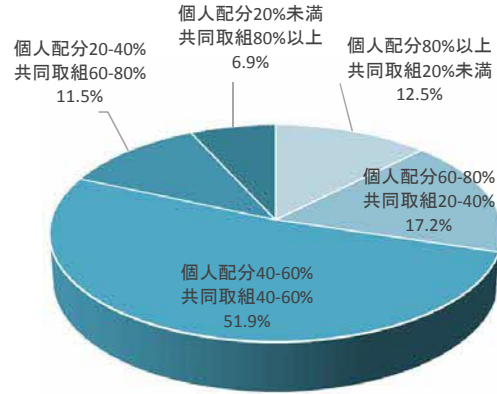
表8 交付金の配分割合（集落協定分のみ）

（単位：千円、%、協定数）

年度	交付金額			計	配分割別集落協定数					
	計	うち個人配 分	うち共同 取組活動		個人配 分	80%以上	60-80%	40-60%	20-40%	20%未満
						共同取組活動	20%未満	20-40%	40-60%	60-80%
H30	8,102,660	3,356,450	4,746,210	319		39	54	170	34	22
割合	(100%)	(41.4%)	(58.6%)	(100.0%)		(12.2%)	(16.9%)	(53.3%)	(10.7%)	(6.9%)
R1	8,137,601	3,605,911	4,531,690	320		40	55	166	37	22
割合	(100%)	(44.3%)	(55.7%)	(100.0%)		(12.5%)	(17.2%)	(51.9%)	(11.5%)	(6.9%)



交付金の配分割合



配分割別集落協定数

(3) 集落協定の規模

集落協定の参加者数については、19名以下の集落協定が157協定、49.1%となっています。  
また、集落協定の交付面積については、100ha未満の集落協定が161協定、50.3%を占める一方で、1,000haを超える集落協定も46協定、14.4%あります。

表9 参加者（人・組織）数別集落協定数

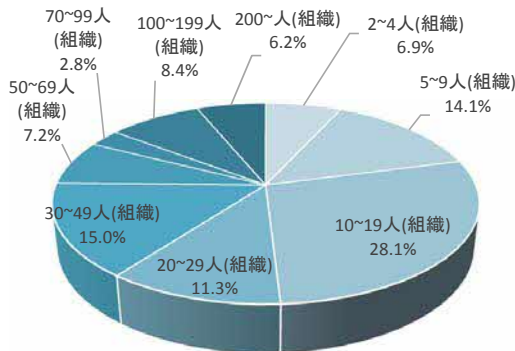
（単位：協定数）

	2	5	10	20	30	50	70	100	200	合計
	4	9	19	29	49	69	99	199	以上	
H30	35	46	81	39	41	21	10	26	20	319
R元	22	45	90	36	48	23	9	27	20	320
増減数	▲13	▲1	9	▲3	7	2	▲1	1	0	1
構成割合 (R元)	(6.9%)	(14.1%)	(28.1%)	(11.3%)	(15.0%)	(7.2%)	(2.8%)	(8.4%)	(6.2%)	(100%)

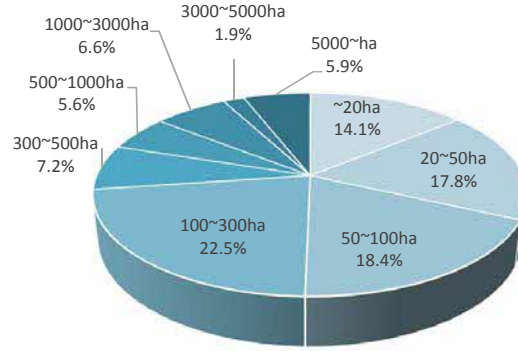
表10 交付面積規模別集落協定数

（単位：協定数）

	20ha 未満	20ha ~ 50ha	50ha ~ 100ha	100ha ~ 300ha	300ha ~ 500ha	500ha ~ 1,000ha	1,000ha ~ 3,000ha	3,000ha ~ 5,000ha	5,000ha 以上	合計
H30	45	57	59	71	23	18	21	6	19	319
R元	45	57	59	72	23	18	21	6	19	320
増減数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
構成割合 (R元)	(14.1%)	(17.8%)	(18.4%)	(22.5%)	(7.2%)	(5.6%)	(6.6%)	(1.9%)	(5.9%)	(100%)



参加者数別の集落協定の割合



交付面積別の集落協定の割合

(4) 集落協定の活動の実施状況

ア 集落マスタープランの取組状況〔基礎単価要件〕

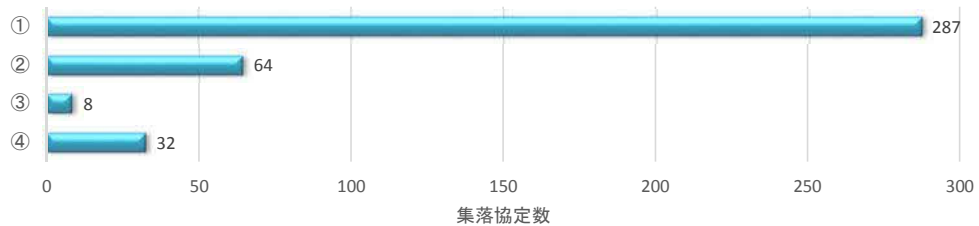
集落が目指すべき将来像として選択した項目は、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が287協定で最も多く、次いで「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」が64協定となっています。

集落の将来像を実現するための活動方策として選択した項目は、「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」が200協定で最も多く、次いで「機械・農作業の共同化等営農組織の育成」が130協定、「新規就農者による農業生産」が80協定となっています。

表11 集落の目指すべき将来像

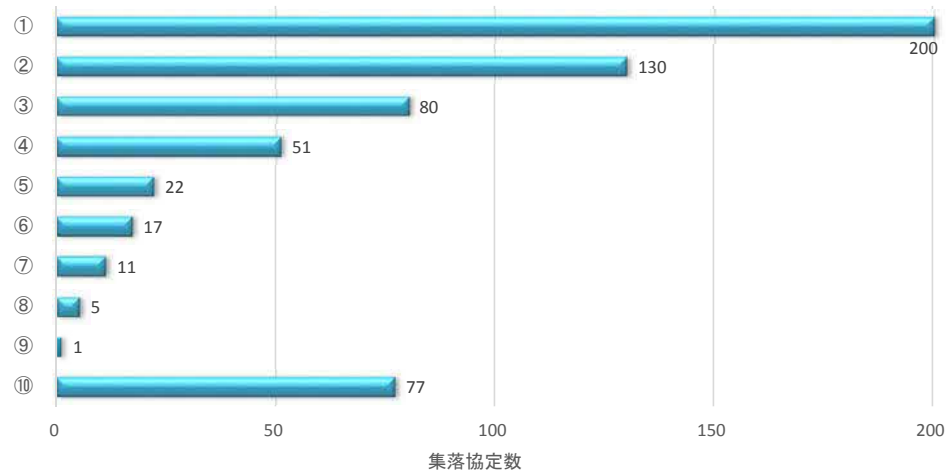
項 目	協定数	割合 (%)
集落協定数	320	—
<b>I 目指すべき将来像（複数選択可）</b>		
① 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	287	89.7
② 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	64	20.0
③ 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	8	2.5
④ その他（生産基盤整備促進等）	32	10.0
<b>II 将来像を実現するための活動方策（複数選択可）</b>		
① 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	200	62.5
② 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	130	40.6
③ 新規就農者による農業生産	80	25.0
④ 農業生産条件の強化	51	15.9
⑤ 担い手への農地集積	22	6.9
⑥ 地場産農産物等の加工・販売	17	5.3
⑦ 担い手への農作業の委託	11	3.4
⑧ 高付加価値型農業	5	1.6
⑨ 消費・出資の呼び込み	1	0.3
⑩ その他（生産基盤整備、鳥獣害対策等）	77	24.1

I 目指すべき将来像



※①～④は、上表の項目に対応した番号

II 将来像を実現するための活動方策



※①～⑩は、上表の項目に対応した番号

イ 農業生産活動等として取り組むべき事項〔基礎単価要件〕

(7) 耕作放棄の防止の活動

耕作放棄の防止の活動として、「賃貸借の設定・農作業の委託」に取り組んだのは239協定で最も多く、次いで「農地法面点検」が223協定となりました。

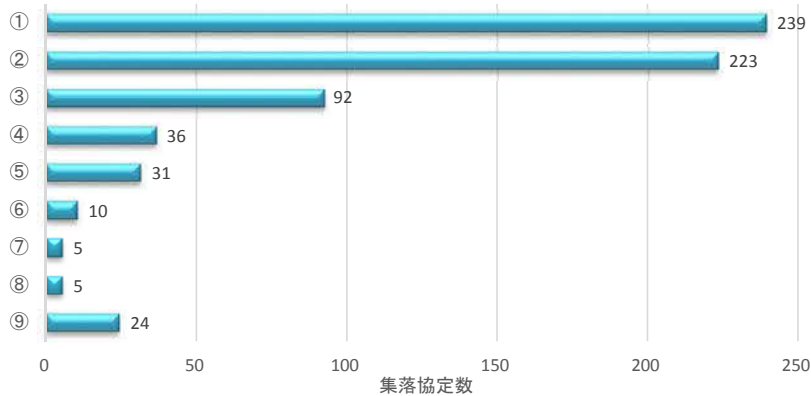
(4) 水路・農道等の管理活動

農道の管理活動に309協定、水路の管理活動に264協定が取り組みました。

表12 耕作放棄の防止等の活動（複数選択可）

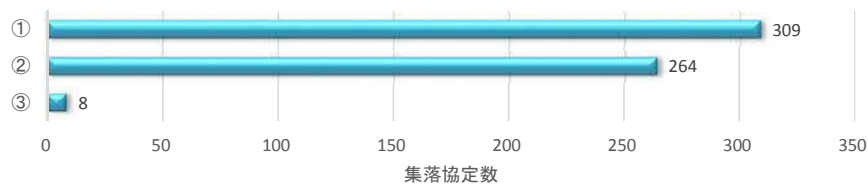
項目	協定数	割合(%)
集落協定数	320	—
<b>I 耕作放棄の防止の活動（複数選択可）</b>		
① 賃貸借設定・農作業の委託	239	74.7
② 農地の法面管理	223	69.7
③ 柵、ネット等の設置	92	28.8
④ 担い手の確保	36	11.3
⑤ 簡易な基盤整備	31	9.7
⑥ 土地改良事業	10	3.1
⑦ 地場農産物の加工販売	5	1.6
⑧ 自然災害を受けている農用地の復旧	5	1.6
⑨ その他（鳥獣害防止対策、農地テラー整備等）	24	7.5
<b>II 水路・農道等の管理活動</b>		
① 農道の管理	309	96.6
② 水路の管理	264	82.5
③ その他	8	2.5

**I 耕作放棄の防止の活動**



※①～⑨は、上表の項目に対応した番号

**II 水路・農道等の管理活動**



※①～③は、上表の項目に対応した番号

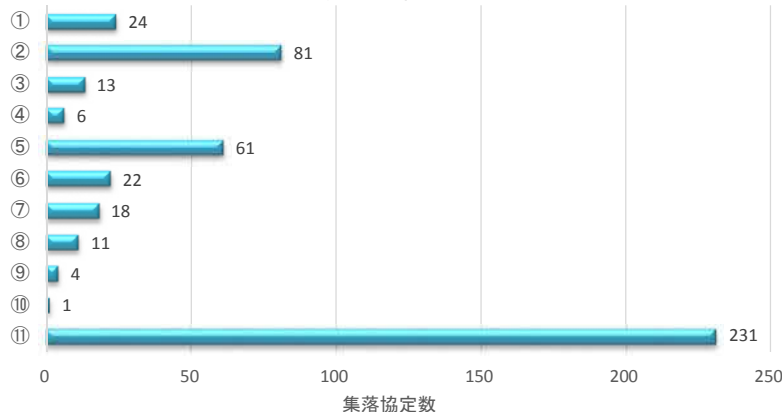
(ウ) 多面的機能を増進する活動〔基礎単価要件〕

保健休養機能を高める取組として、「景観作物の作付け」が81協定、自然生態系の保全に資する取組として「堆きゅう肥の施肥」が61協定で行われているほか、集落会館周辺の清掃等、地域の状況に応じて多様な取組が行われています。

表13 多面的機能を増進する活動（複数選択可）

項目	協定数	割合(%)
集落協定数	320	—
多面的機能を増進する活動（複数選択可）		
1 国土保全機能を高める取組		
① 周辺林地の下草刈り	24	7.5
2 保健休養機能を高める取組		
② 景観作物の作付け	81	25.3
③ 体験民宿（グリーン・ツーリズム）	13	4.1
④ 市民農園等の開設・運営	6	1.9
3 自然生態系の保全に資する取組		
⑤ 堆きゅう肥の施肥	61	19.1
⑥ 緑肥作物の作付け	22	6.9
⑦ 粗放的畜産	18	5.6
⑧ 輪作の徹底	11	3.4
⑨ 魚類・昆虫類の保護	4	1.3
⑩ 鳥類の餌場の確保	1	0.3
4 その他		
⑪（集落会館周辺の清掃、花壇等の整備、廃プラの回収、廃屋処理等）	231	72.2

多面的機能を増進する活動



※①～⑪は、上表の項目に対応した番号

ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項〔体制整備単価要件〕

(7) 農用地等保全活動の実践内容

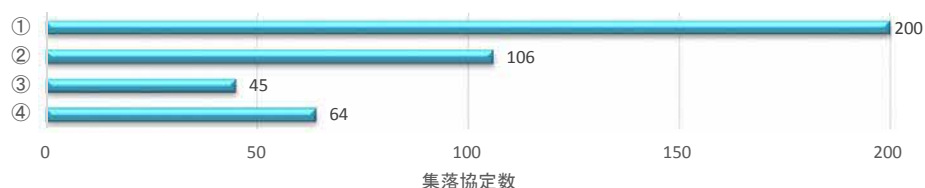
体制整備単価の283協定は、基礎単価要件の活動に加え、将来わたって協定農用地を保全するため、実施区域位置図に農地の法面等補修・改修が必要となる範囲又は位置など記載するとともに、実施区域図に位置づけられた活動を実施しています。

位置づけられた活動のうち、「農地法面、水路・農道等補修・改良」に取り組んだ集落協定が200協定で最も多く、次いで「農作業の共同化又は受委託等」が106協定となっています。

表14 農用地保全活動の実践内容（複数選択可）

項目	協定数	割合(%)
体制整備単価集落協定数	283	—
活動内容		
① 農地法面、水路・農道等補修・改良	200	70.7
② 農作業の共同化又は受委託等	106	37.5
③ 自己施工による農業生産条件の強化	45	15.9
④ その他将来に向けた適正な農用地保全	64	22.6

農用地保全活動の実践内容



※①～④は、上表の項目に対応した番号

(イ) 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動〔体制整備単価要件〕

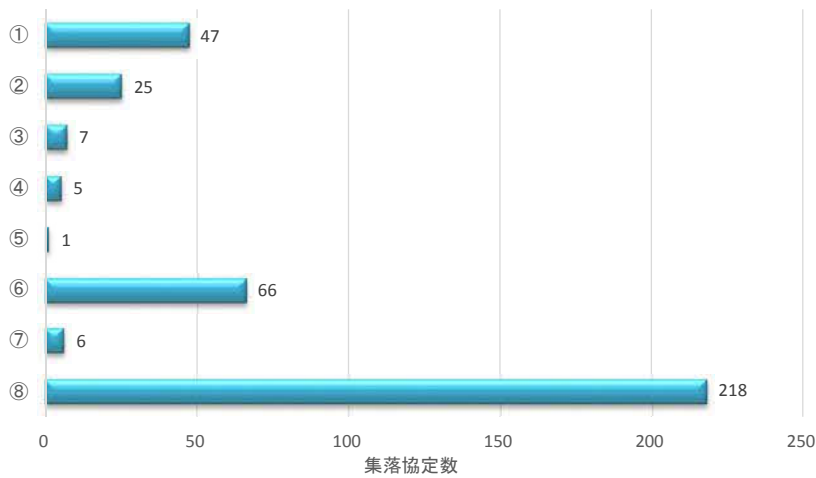
体制整備単価の283協定は、実施区域に位置づけた活動に加えA、BまたはC要件の活動に取り組んでおり、内訳は、A要件が52協定（18.4%）、B要件が70協定（24.7%）、C要件が218協定（77%）となっています。

A要件を選択した集落では、「機械・農作業の共同化」を取組活動として選択した協定が47協定と最も多く、次いで「農業生産条件の強化」が25協定、B要件を選択した集落では「新規就農者の確保」を選択した協定が66協定、次いで「地場産農産物等の加工・販売」が6協定となっています。

表15 農業生産活動等の継続に向けた活動内容（複数選択可）

項目	協定数	割合(%)
体制整備単価集落協定数	283	—
A要件(農業生産性の向上)	52	18.4
① 機械・農作業の共同化	47	16.6
② 農業生産条件の強化	25	8.8
③ 担い手への農地集積	7	2.5
④ 担い手への農作業の委託	5	1.8
⑤ 高付加価値型農業の実践	1	0.4
B要件(女性・若者等の参画を得た取組)	70	24.7
⑥ 新規就農者の確保	66	23.3
⑦ 地場産農産物等の加工・販売	6	2.1
C要件(⑧集团的かつ持続可能な体制整備)	218	77.0

農業生産活動等の継続に向けた活動内容



※①～⑧は、上表の項目に対応した番号

(5) 共同取組活動分の使途

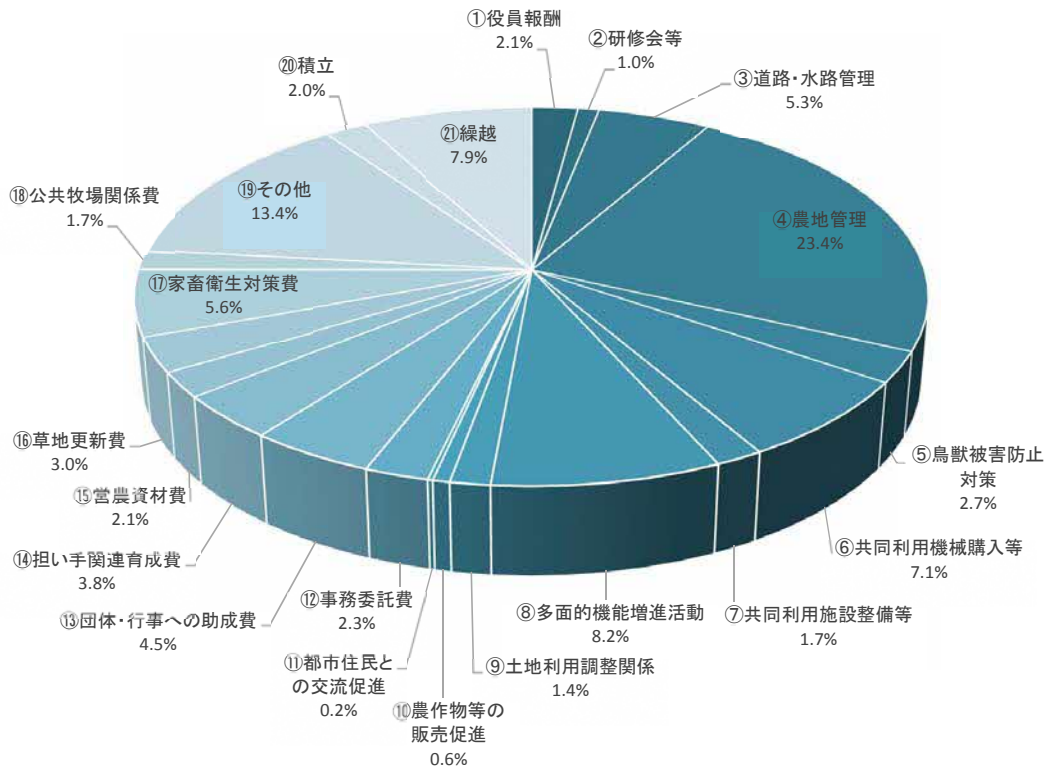
令和元年度において、市町村から集落協定に交付された交付金約8,138百万円のうち、約4,532百万円が共同取組活動に使用され、前年度からの繰越と併せて総額で約5,970百万円が共同取組活動に使用されました。

共同取組活動の使途をみると、「農地管理費」が23.4%で最も多く、次に、事務経費、廃プラ・廃屋処理、消費拡大事業、作業委託経費等に利用された「その他」が13.4%となっています。

表16 共同取組活動に係る交付金の主な使途

使 途 内 容	金額 (千円)	割合 (%)
① 役員報酬 (集落協定に定める役職者への支払)	127,762	2.1
② 研修会等費 (協定参加者が参加する各種研修等に係る経費)	58,493	1.0
③ 道・水路管理費 (草刈・泥上げ等の出役費、補修費、活動に必要な備品費等)	313,443	5.3
④ 農地管理費 (畦畔管理費、法面点検費、簡易基盤整備費等、農作業委託料等)	1,399,432	23.4
⑤ 鳥獣被害防止対策費 (防止柵等の資材費、設置費、管理費等)	158,650	2.7
⑥ 共同利用機械購入等費 (共同利用機械の購入費、修理費、燃料代等)	421,216	7.1
⑦ 共同利用施設整備等費 (共同利用施設の建設費、補修費、運営費等)	102,432	1.7
⑧ 多面的機能増進活動費 (景観作物の作付、体験民宿、市民農園の実施等)	490,953	8.2
⑨ 土地利用調整関係費 (利用権の設定、農作業の委託費等に係る経費)	85,927	1.4
⑩ 農産物等の販売促進関係費	36,170	0.6
⑪ 都市住民との交流促進関係費	10,979	0.2
⑫ 事務委託費	137,036	2.3
⑬ 団体・行事への助成費	265,634	4.5
⑭ 担い手関連育成費	228,008	3.8
⑮ 営農資材費	127,992	2.1
⑯ 草地更新費	180,283	3.0
⑰ 家畜衛生対策費	333,563	5.6
⑱ 公共牧場関係費	101,219	1.7
⑲ その他 (事務経費、廃プラ・廃屋処理、消費拡大事業、作業委託経費等)	801,948	13.4
⑳ 積立	117,273	2.0
㉑ 繰越	471,465	7.9
合 計	5,969,878	

※ 金額は前年度からの繰越・積立額等 (1,438,188千円) 含む。



共同取組活動に係る交付金の主な使途